



4 福島県中体連発第98号
令和5年1月23日

福島県スポーツ協会長 様

福島県中学校体育連盟
会長 佐藤 信行
(公印省略)

令和5年度福島県中学校体育大会における
大会参加資格の緩和について (送付)

本連盟の運営につきましては、日頃よりご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年度全国中学校体育大会における大会参加資格の緩和に伴い、福島県中学校体育大会の参加資格を緩和し、開催することになりました。

つきましては、下記の文書を送付いたしますのでご承知おきくださいますよう、お願いいたします。

なお、大会における本県特例競技部細則については、後日決定いたします。

記

- 1 福島県中学校体育大会における参加資格緩和の内容について
- 2 広報 (令和5年度より中体連主催大会の参加資格が変更になります！)
- 3 参加区分決定書 (新年度配付用)
- 4 大会参加までの流れ (フローチャート)
- 5 令和5年度福島県中学校体育大会における地域クラブ活動の登録条件等について
- 6 地域クラブ活動登録申請書・登録同意書
- 7 令和5年度全国中学校体育大会地域スポーツ団体等 (地域クラブ) の参加の特例競技部細則
- 8 令和5年度全国中学校体育大会における地域スポーツ団体等 (地域クラブ活) の参加資格の特例の内容変更について

事務担当 福島県中学校体育連盟
理事長 田中 信次
TEL 024-531-2590

令和5年1月23日

福島県中学校体育大会における参加資格緩和の内容について

全国中学校体育大会における大会参加資格緩和を受け、東北中学校体育連盟では、県ごとの差異が生じることはあり得ると確認された。本連盟では、下記の通り参加資格を緩和し令和5年度の大会を開催したいと考える。また、学校単位での出場については従来通りの取り扱い（特設部・合同チーム）とする。

記

○ 参加資格緩和内容

① 個人種目について

（陸上競技・水泳・バドミントン・ソフトテニス・剣道・柔道・相撲・体操競技・新体操）

- ・ 学校・地域クラブ活動、それぞれ地区の出場枠により参加を認める。

※ 団体登録地区内の生徒のみ、学校所在地区の予選会から参加。

※ 地区内での参加人数を制限する。

② 団体競技・団体戦等について

（団体競技：軟式野球・ソフトボール・バレーボール・ハンドボール・サッカー）

（団体戦等：バドミントン・ソフトテニス・剣道・柔道・相撲・体操競技・新体操）

- ・ 県競技団体から推薦された1チームに限り、県大会からの参加を認める。

※ これにより大会基本チーム数は17となり、1試合増加する。（トーナメント戦の場合）

※ 競技団体からの推薦がない競技種目は、従前どおりの大会とする。

○ 注意すべき事項

- ① 一連の期間は原則として、1競技を通じて同一チームからの参加とする。

- ② 年度途中での、中学校および地域クラブ活動間の移籍による参加は、一連の期間大会出場は認めない。スポーツ団体間の移籍も同様である。

※ 一連の期間とは

- ・ 支部地区大会を含む予選から全国中学校体育大会終了までの期間。

- ③ 各競技細則に応じた参加とする。

- ④ 個人種目にエントリー可能でも団体種目にはエントリーできない場合がある。

その逆も同様である。

例) 県北地区登録団体に、福島市と相馬市の生徒が所属している場合

- ・ 福島市の生徒 → 個人団体ともに出場可

- ・ 相馬市の生徒 → 団体のみ出場可（県大会から参加）

☆登録団体に個人参加できるのは同地区内のみ

- ⑤ 県中体連・各競技団体登録については、同一の内容とする。

- ⑥ 地域クラブ活動については、県中体連への令和5年度登録費は徴収しない。

- ⑦ 全国中学校体育大会参加細則により、地域移行された団体だけが出場できる種目

（バスケットボール・卓球）については、令和5年度福島県中学校体育大会参加資格の緩和は見送る。

○ 問い合わせ先

- ・ 福島県中学校体育連盟 事務局

Mail : fukushima-jpa@snow.plala.or.jp

- ・ 各地区中学校体育連盟

令和5年度より 中体連主催大会の参加資格が 変更になります！

令和5年度より、全国中学校体育大会の参加資格が緩和されることに伴い、福島県中学校体育連盟主催大会において、参加資格が緩和されます。

○ 学校だけでなく地域クラブ活動からの参加が可能になります。

※競技ごとの細案により、参加資格が異なりますのでご注意ください。
詳しくは県中体連HPでご確認ください。(2月中旬更新予定)

令和5年度変更点

1 個人競技

(陸上競技・水泳・バドミントン・ソフトテニス・剣道・柔道・相撲・体操競技・新体操)

・地域クラブ活動の登録地区内の生徒は、学校所在地区の予選会から参加することが可能になります。

2 団体競技・団体戦等

(団体競技：軟式野球・ソフトボール・バレーボール・サッカー・ハンドボール)

(団体戦等：バドミントン・ソフトテニス・剣道・柔道・相撲・体操競技・新体操)

・競技団体推薦による1チームが県大会に参加することが可能になります。

※ 個人種目、個人戦には参加人数の制限があります。

※ 団体推薦については、各競技団体へお問い合わせください。

※ バスケットボール・卓球については、全国中学校体育大会特例競技部細則により、令和5年度参加資格の緩和は見送ります。

☆ 令和6年度以降も変更することがあります。

詳しくは県中体連HPにてご確認ください。



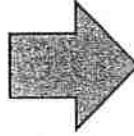
大会参加 Q&A

Q

A



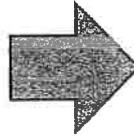
学校に部活がないので、バドミントンクラブに参加しています。
大会に出場できますか？



所属するクラブが中体連と競技団体に登録申請し、認められれば、一定の参加者が大会参加することができます。

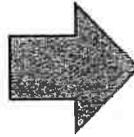
※ 登録には、指導者資格やその他必要な事項があり、審査があります。詳しくは県中体連にお問い合わせください。

今までは部活動で活動していたけど、仲の良い友達とチームを作りたい。
いつから団体競技も地区大会に参加できますか？



令和6年度以降はまだ決定していません。
これからも随時見直しを行う方針です。
今後の情報をご確認ください。

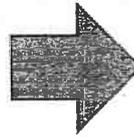
スポーツ少年団で、小学生とともにバレーボールを練習しています。参加できますか？



県競技団体（協会・連盟）の推薦があれば、県大会から参加することが可能です。

※一部の競技のみ
ただし、地区予選には参加することはできません。また、小学生の大会参加も認められません。

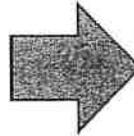
他の県は、クラブチームも団体で参加できると聞きました。全国大会の予選なのに、県ごとに違いがあっているの？



今後検討することになりますが、令和5年度は県ごとに差異があっても良いことになりました。

今後県ごとに参加資格が整備されることが予定されています

バスケットボールと卓球の出場資格が緩和されないのはなぜですか？



（公財）日本中体連から出された令和5年度の特例競技部細則では、部活動が地域移行されたチームとあります。本県では、現在該当するチームがありません。令和6年度以降、参加資格が変更することも考えられます。

問合せ先 福島県中学校体育連盟 事務局

fukushima-jpa@snow.plala.or.jp

(様式1)

令和 年度 参加区分決定書 (中体連主催大会用)

1 生徒情報 参加生徒 (保護者) 記入欄

学校名	年 組 番
生徒氏名	保護者氏名 印

1 について

私は、中体連主催大会 (全国中学校体育大会予選を含む) に以下の区分で参加することといたします。なお、これ以後一連の期間終了まで区分を変更いたしません。

※一連の期間 = 支部地区大会を含む予選から全国中学校体育大会の終了までの期間。

2 参加区分 参加生徒 (保護者) 記入欄

A : 学校 ・ B : 地域クラブ活動

※A または B を ○ で囲んでください。

※A を選択した方は、この用紙を学校 (所属部顧問または学級担任) へ提出してください。

※B を選択した方は、この用紙を所属する地域クラブ活動の責任者へ提出し、
必要事項記入、押印してもらい、学校 (所属部顧問または学級担任) へ提出してください。

3 承諾 所属地域クラブ活動記入欄

団体名	連絡先 TEL :
責任者名 印	承諾月日 月 日

3 について

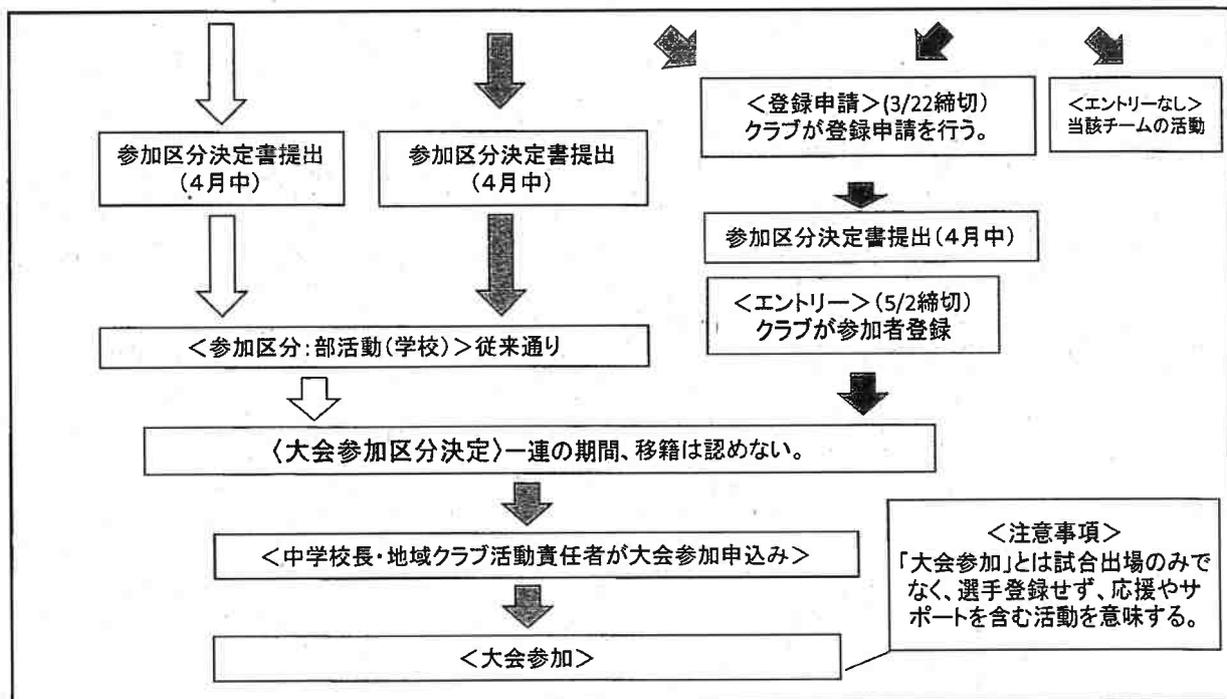
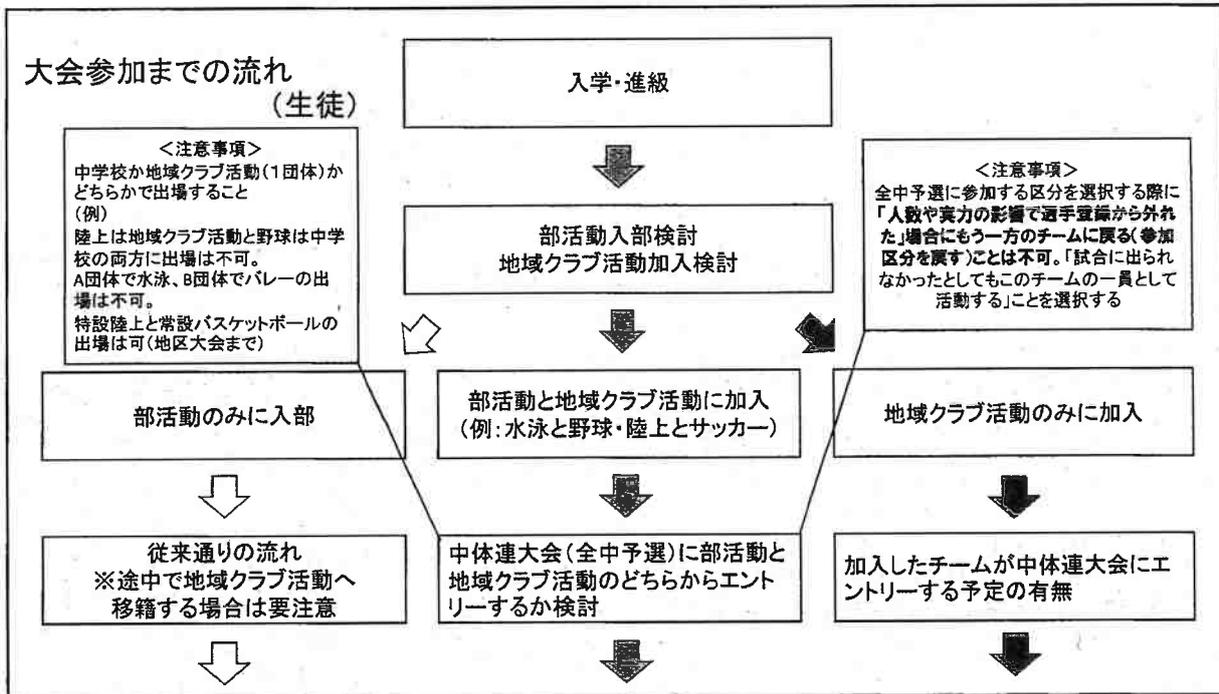
私は、本団体 (チーム) が中体連主催大会へ出場する際に、上記生徒が本団体 (チーム) から出場 (参加、活動を含む) することを承諾いたします。なお、これ以後一連の期間終了まで参加区分の変更は求めません。

4 確認 学校 (所属部顧問または学級担任) 記入欄

・上記2・3について確認しました。	担当者名 印
-------------------	-----------

5 その他

- ・この用紙は一連の期間終了まで各学校にて保管いたします。選手登録 (確認) など必要な場面でのみ、この情報を使用いたします。
- ・この用紙は期間終了後、各学校において破棄されます。



令和5年度福島県中学校体育大会における 地域クラブ活動の登録条件等について

1 地域クラブ活動の登録条件

以下の点を遵守すること。虚偽の内容が判明した場合は参加を認めない。

また、全国中学校体育大会における予選会から本大会までの期間は、中学校および地域クラブ活動間の移籍による参加を認めない。

- (1) 福島県中学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解、尊重して協力すること。
- (2) 生徒の年齢及び修業年限が我が国の中学校と一致していること（中学校に在籍している生徒であること）。
- (3) 日常継続的に代表者もしくは指導者資格を有する指導者の指導のもとに、適切に行われていること。
- (4) 『運動部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン』（令和4年12月27日スポーツ庁・文化庁発出）の「Ⅱ 新たな地域クラブ活動」を遵守していること。
- (5) 当該競技を管轄する中央競技団体もしくは福島県競技団体に登録されていること。かつ同じ内容で福島県中学校体育連盟に登録していること。
- (6) 予選会となる全ての大会において、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。
- (7) 練習場所を確保し、継続的に活動していること。
- (8) 地域クラブ活動で全国中学校体育大会につながる大会に参加する場合、在籍中学校での大会参加は認めない。その逆も同様である。
- (9) （公財）日本中学校体育連盟および福島県中学校体育連盟が定める大会要項・競技細則を遵守すること。
- (10) 大会参加にあっては、代表者・指導者が引率するとともに、万一の事故発生に備え、傷害保険に加入するなど万全の事故対策を講じること。また、大会参加時の経費については、応分の負担をすること。
- (11) 大会参加時の監督については、公認スポーツ指導者とする。（JSP0、競技団体指導者資格）

2 登録申込みについて

- (1) 申込先 福島県中学校体育連盟
- (2) 必要書類
 - ① 登録申請書（様式2）
 - ② 登録同意書（様式3）
 - ③ 指導者資格証明（添付書類）
- (3) 登録申請書等様式：福島県中学校体育連盟HPよりダウンロード
- (4) 申込方法：福島県中学校体育連盟への郵送のみとする。
- (5) 締め切り：令和5年3月22日（水）必着

3 参加者登録について

- (1) 申込先 福島県中学校体育連盟
- (2) 必要書類 登録者名簿（様式4）
※ 県境を越えてのチーム編成は不可
- (3) 申込方法：福島県中学校体育連盟にメールのみとする。
- (3) 締め切り：令和5年5月2日（火）必着

(様式2)

令和 年 月 日

福島県中学校体育連盟会長 様

地域クラブ活動 登録申請書

地域スポーツ団体名							登録市町村		
競技名							男女		
生徒数	中1	男子		中2	男子		中3	男子	
		女子			女子			女子	
		合計			合計			合計	
	男子合計						女子合計		

ふりがな				年齢		性別	
代表者氏名							
住所	〒						
TEL				E-mail			

ふりがな				年齢		性別	
事務担当者氏名							
住所	〒						
TEL				E-mail			

監督氏名				年齢		性別	
指導者資格							
指導者氏名				年齢		性別	
指導者資格 審判員資格							
指導者氏名				年齢		性別	
指導者資格 審判員資格							

※ 資格取得がわかる書類のコピー等を添付願います。

登録同意書

福島県中学校体育連盟会長 様

チェック欄

福島県中学校体育連盟登録の条件

1	福島県中学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重します。
2	参加する選手の学齢・修業年限が一致しています。
3	日常継続的に代表者もしくは指導資格を有する指導者の指導のもとに適切に行っています。
4	『運動部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン』（令和4年12月27日スポーツ庁・文化庁発出）の「II 新たな地域クラブ活動」を遵守しています。
5	競技を統括する中央競技団体もしくは都道府県競技団体に登録しています。
6	予選会となる全ての大会において、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力します。
7	練習場所を確保し、継続的に活動しています。
8	地域スポーツ団体等で全国中学校体育大会につながる大会に参加する場合、在籍中学校での大会参加は認めない。その逆も同様であることを十分理解しています。
9	（公財）日本中学校体育連盟および福島県中学校体育連盟が定める大会要項及び競技規則を遵守するとともに、大会の円滑な運営に協力します。
10	大会参加にあっては、代表者・指導者が引率するとともに、万一事故の発生に備え、傷害保険に加入するなど万全の事故対策を講じています。また応分の負担をします。
11	大会参加時の監督は、公認スポーツ指導者とします。（JSPO、競技団体指導者資格）

以上のことに同意いたします。

なお、虚偽の内容が判明した場合には、登録・参加を辞退いたします。

令和 年 月 日

団体名

代表者氏名

印

令和4年12月22日

都道府県中学校体育連盟会長様

事務局御中



(公財) 日本中学校体育連盟

会長 平井 邦明

令和5年度全国中学校体育大会

地域スポーツ団体等の参加の特例競技部細則

競技部	細則
1 陸上競技(駅伝)	<p>特例の(3)として「全日本中学校陸上競技選手権大会参加の特例細則」及び(4)「全国中学校駅伝競走大会参加の特例細則」を追加する。</p> <p>(3) 全日本中学校陸上競技選手権大会参加の特例細則 在籍している学校の所属、または日本陸上競技連盟に登録をしている団体(地域クラブ等)の所属のいずれかで参加できる。いずれの場合も、在籍している学校が所在する都道府県より参加する。リレーは、登録メンバー全員が同一学校に在籍している場合に限り、団体(地域クラブ等)の所属で参加することができる。複数の種目(リレーを含む)に出場する場合、種目によって異なる所属から出場することはできない。</p> <p>(4) 全国中学校駅伝競走大会参加の特例細則 在籍している学校の所属、または日本陸上競技連盟に登録をしている団体(地域クラブ等)の所属のいずれかで参加できる。いずれの場合も、在籍している学校が所在する都道府県より参加する。登録メンバー全員が同一学校に在籍している場合に限り、団体(地域クラブ等)の所属で参加することができる。複数の所属から出場することはできない。</p>
2 水泳競技	<p>1. 地域スポーツ団体等からの参加要件</p> <p>(1) 地域スポーツ団体等が(公財)日本水泳連盟への団体登録が完了していること。また、同じ内容で都道府県中学校体育連盟に登録していること。 (都道府県中学校体育連盟への登録の方法および登録費は、それぞれの中体連の方針による)</p> <p>(2) 地域スポーツ団体等の登録所在地の都道府県から参加すること。できない場合は学校から参加すること。</p> <p>(3) 地域スポーツ団体等で全国中学校水泳競技大会につながる予選大会に参加する場合、在籍中学校での大会参加は認めない。その逆も同様である。</p> <p>(4) 全国中学校水泳競技大会につながる予選大会(郡市大会等も含む)の申込締切から本大会終了まで出場団体の変更はできない。</p>

	<p>(5) 全国中学校水泳競技大会の要項にしたがうこと。</p> <p>2. その他</p> <p>在籍中学校もしくは地域スポーツ団体等のどちらから参加するかは、生徒(選手)および保護者の意向を尊重すること。</p>
3 バスケットボール	<p>※この細則は、必要に応じて毎年修正・改良を行う事とする。</p> <p>令和5年度地域移行スポーツ団体出場に関しては、以下の場合の出場を認める。なお、団体が大会参加を希望する場合には、都道府県中学校体育連盟及び、都道府県中学校体育連盟バスケットボール部が条件を満たしているか協議のうえで参加を認める。</p> <p>【出場を認めるスポーツ団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域移行モデル地区や自治体主体で地域移行を進めるために発足した地域移行スポーツ団体(※1) ・地域移行の受け皿となっているスポーツ団体(※2) <p>※1 令和3年度における運動部活動の地域移行等に関する実践研究事例集について：スポーツ庁 (mext. go. jp) に掲載されている地区が該当する。ただし、地区は該当していてもバスケットボール部が対象になっていない地区は該当しない。これとは別に、各市区町村が主導で地域移行を進めている場合にも該当する。</p> <p>※2 単独校での活動が困難であるなどの理由で日常的に活動が持続されており、複数校の生徒が参加する形態で活動している団体を意味する。あくまで地域移行の受け皿が主目的の団体を対象としているため、複数校から一部の選手のみ選抜された形でのスポーツ団体を意味するものではない。また、このような団体(前述の地域移行モデル地区や自治体主体で地域移行を進めるために発足した地域移行スポーツ団体を含む)は各市区町村予選から参加することになるため、市区町村の助成金等を使って大会運営を行うことから、該当市区町村以外の地区からの選手参加は認めない(私立中学校とは別の扱いとする)。</p>
4 サッカー	<p>①地域スポーツ団体等(運営団体・母体となるクラブ)としてU-15チームがクラブユース連盟へ加盟登録していないこと。(※クラブユース連盟に所属しているクラブ内からは、いずれのU-15チームおよびセカンドチームも出場できない)</p> <p>②学校団体ではない場合は、JFAへのチーム登録をしていること。</p> <p>③日本中体連が定める参加資格条件を満たすこと。</p>
5 ハンドボール	<p>1 都道府県中学校体育連盟に登録していること。(登録費については、各都道府県中学校体育連盟の判断による。)</p> <p>2 チーム・個人が日本ハンドボール協会に登録していること(各大会および予選大会(地区大会含む)への参加申し込み時にはチーム・選手共に登録が完了していること。二重登録は認めない。)</p> <p>3 参加地区は、日本ハンドボール協会への登録の際にチームの所在地を入力した場所とする。</p>

(例)：代表者が神奈川県横浜市で登録するとチーム登録は横浜地区となる。

- 4 チームは日常継続的に代表者もしくは指導資格を有する指導者のもとに適切に行われていること。また、指導者は(公財)日本ハンドボール協会の競技者及び役員倫理規定に基づく処分を受けていない者であることにする。
- 5 スポーツ庁・各都道府県の自治体のガイドラインを遵守していること。
「2 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進、3 適切な休養日の設定」を遵守。(平日の活動日数及び時間、土日の活動時間等はチーム所在地教育委員会のルールに準ずることなど)
- 6 地域スポーツ団体名での出場は1チームのみとする。
(1団体から複数チームの参加は不可とする。)
- 7 合同チームについては、日本中学校体育連盟の規定に準ずる。(令和4年改訂予定)
- 8 日本協会が主催する全国クラブ大会および予選大会(地区大会含む)に参加した場合は中学校体育連盟が主催する全国中学校体育大会および予選大会(地区大会含む)への出場は認めない。
- 9 クラブチームで各都道府県中学校体育連盟が主催する大会に出場する場合、必ず代表者は、生徒の所属する学校長に参加することを連絡し、承諾をえること。(書面通知・書式の指定なし)
- 10 引率は責任がある代表者・指導者が生徒を引率すること。また、万一の事故発生に備え、傷害保険等に加入するなど、万全の事故対策を立てておくこと。(クラブに所属する生徒は怪我等があってもスポーツ振興センターの災害共済給付は適用されない。)
- 11 都道府県における予選会(地区大会含む)となる全ての大会において、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。
- 12 大会に(中学校体育連盟主催)参加した場合に守るべき条件
・各都道府県中学校体育連盟ハンドボール専門部の規則・運営方法に承諾した上での参加すること。
・予選への参加のタイミング(地区・都道府県より)は各地区で異なるが、各都道府県中学校体育連盟のハンドボール専門部の規則・運営方法に準ずること。(大会参加打合せ等に必ず参加し状況に応じて大会運営にも協力すること)
- 13 移籍について
・移籍に関しては、日本協会の規定に基づいて可能だが、全中及び全国クラブ大会およびそれぞれの予選大会(地区大会含む)にエントリーした時点で他方の大会への出場は認めない。

(例) 予選に負けた時点でチーム移籍した場合、チームでの活

	<p>動は認めるが、移籍先のチームが勝ち上がっていても大会はエントリー不可であり出場は認めない。</p> <p>★ 上記の条件を満たさない、または参加条件に虚偽があった場合は参加を取り消す場合もある。</p> <p>★ この内規は、スポーツ庁、日本中体連、および日本ハンドボール協会より通達等があった際に、通達内容に合わせ加筆・修正・変更・見直しを行い、都度情宣する。</p> <p>★ チーム、選手の大会参加について疑義が生じた際は、日本中体連ハンドボール競技部において審議し、決定及び通達をする。</p>
6 軟式野球	<p>中体連主催の大会に参加を希望する地域スポーツ団体等は、以下の条件を満たしていること。また、各予選会の実施方法、参加方法については都道府県中体連の開催基準に従うこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 日本中体連が示した参加規定を遵守している。 2 継続的に活動し、都道府県軟式野球連盟に加盟している。 3 指導者は以下に示すいずれかの資格を保有している。 <ul style="list-style-type: none"> ①日本スポーツ協会公認コーチ1（軟式野球） ②日本スポーツ協会公認コーチ3（軟式野球） ③BFJ公認野球指導者基礎I（U-15） <p>※監督の保有を必須とするが、保有していない場合には、代表者、コーチのうち最低1名の保有を必須とする。</p> 4 大会運営、審判員派遣の依頼に対応できる人員を確保している。 <p>※審判員については、「一般財団法人全日本野球協会 アマチュア野球規則委員会公認3級審判員」以上の保有を必須とする。</p>
7 体操競技	<ol style="list-style-type: none"> 1 大会参加について <ol style="list-style-type: none"> (1) 令和5年度から団体・個人ともに参加を認める。ただし、団体での参加の場合は団体選手の全員が同一学校に在籍していることを条件とする。 (2) 予選大会への参加は、地域スポーツ団体等の都道府県中体連登録住所、および都道府県体操協会加盟住所からの参加を認める。 (3) 都道府県大会までの予選大会の方法については、参加団体と個人の人数の都合など都道府県の実態に応じて行う。例えば次の方法が考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ①方法1：市区町村予選大会から学校登録生徒と一緒に参加する ②方法2：県大会に学校と地域スポーツ団体等の出場枠を設け、別々に予選を実施して県大会を行う。 (4) ブロック大会、全国大会への団体出場枠について、大会の趣旨を考慮し以下の制限を設ける。 <ul style="list-style-type: none"> ①都道府県にブロック大会団体出場枠が複数与えられている場合、少なくとも1枠は学校登録団体とする。学校登録団体がない場合には地域スポーツ団体等登録団体から補充する。1枠の都道府県については優勝団体とする。

②ブロックに全国大会団体出場枠が複数与えられている場合、少なくとも1枠は学校登録団体とする。学校登録団体が無い場合には地域スポーツ団体等登録団体から補充する。1枠のブロックについては優勝団体とする。

(5) 地域スポーツ団体等が団体として大会参加をする場合、クラブに所属していない同一校の他の生徒が学校団体として団体を組み大会に参加することはできる。ただし、同一校生徒により構成された2つの団体のうち上位団体のみがブロック大会に進むことができる。

2 都道府県中体連登録について

(1) 都道府県体操協会に加盟していることを条件とし、都道府県中体連への登録を行う。登録については都道府県中体連の登録要項に従う。

(2) 登録は、地域スポーツ団体等の所在地で行う。加盟する体操協会と同一都道府県とする。

3 その他

(1) 生徒の心身の健康を最優先に考慮し、中体連大会とジュニアクラブ大会が過密になる場合には出場する大会を丁寧に選び、生徒の負担が過剰にならないようにする。

(2) 都道府県の予選会となる全ての大会において、大会準備・大会運営・審判業務に役員として協力しなければならない。要請がある場合は会議等にも参加する。また、中体連体操専門部に準じる役職に就くこともあり得る。

(3) 全ての大会において中体連体操専門部の規則、運営方針を尊重し、指示に従うこと。

(4) 予選大会を含む全ての大会において、参加条件・申請内容に虚偽が判明した場合には参加を認めない。

(5) 都道府県中体連登録以降に転校や地域スポーツ団体等に移籍する場合、予選大会で上位大会への参加権を獲得していない生徒は、転校先や移籍先からの大会参加は認めない。また、権利を得ている生徒については個人としての参加を認める。ただし、当該生徒の予選大会での得点が個人での予選通過得点を下回る場合には、参加は認められない。

(6) 転校や地域スポーツ団体等移籍後の大会参加について、全国大会終了後に関しては都道府県中体連体操専門部の判断に委ねる。

(7) 一緒に活動する団体を複数の地域スポーツ団体として都道府県中体連に登録することはできない。

(8) 複数の地域スポーツ団体等が一つの団体として都道府県中体連に登録することはできない。

(9) 地域スポーツ団体等として中体連主催の大会に参加する場合には、当該生徒の所属校長に報告をすること。都道府県中体連から指示がない場合には、書面で通知する（書式任意）。

(10) 体操競技部細則については、必要に応じて見直しを行っていくこととする。

<p>8 新体操</p>	<p>地域スポーツ団体等より全国中学校体育大会を含む予選大会に出場する場合は、以下の条件を満たしていること。また、各予選会の実施方法、参加方法については都道府県中体連の開催基準に従うことを条件とする。</p> <p>(1) 日本中学校体育連盟が示した参加規程を遵守している。</p> <p>(2) 継続的に活動し、日本体協協会の所属団体及び指導者の登録をしている。</p> <p>(3) 予選大会は地域スポーツ団体等の都道府県中体連および都道府県体操協会の登録住所からの参加を認める。</p> <p>※ 所属団体の所在地と登録する都道府県は同じであることとする。</p> <p>(4) 予選大会は選手の所属学校または選手の所属する地域スポーツ団体等の都道府県から出場できる。重複して異なる地域からの出場は認めない。地域スポーツ団体等の場合は、加盟した都道府県より出場できる。</p> <p>(5) 予選大会のエントリーは監督及び選手は一人につき一所属とする。</p> <p>※1 選手は所属クラブと在籍学校の重複エントリーはできない。同所属からのエントリーのみ個人、団体の両方に出場することができる。</p> <p>※2 予選大会の監督は上記(2)の登録を済ませている者で、他の所属の監督としては予選大会に参加できない。</p> <p>(6) 令和5年度の団体選手は全員が同一学校に在籍していることを条件とする。</p> <p>(7) 団体の出場については、各所属から1チームのみとする。同一中学校からの部活動とクラブチームの2チーム出場は、同じ学校から2チームとみなすことができるため出場は不可とする。</p> <p>(8) 地域スポーツ団体等の出場を認めた全ての大会において、競技役員や審判員などの運営上必要な人員を派遣しなければならない。</p> <p>(9) 予選大会において、参加条件、申請内容等に虚偽があった判明した場合には参加を認めない。</p>
<p>9 バレーボール</p>	<p>[1] 全国大会と全国大会につながる予選に参加できるチーム</p> <p>④各都道府県中学校体育連盟に登録された、公私立中学校バレーボール部。</p> <p>⑤各都道府県中学校体育連盟に登録され、各都道府県の教育委員会あるいは市区町村の教育委員会で取り決めたルールに従って編成された公私立中学校バレーボール合同チーム。</p> <p>⑥地域スポーツ団体(クラブチーム)</p> <p>※中学校の部活動チームが大会に参加する場合、その中学校の生徒のみで編成された地域スポーツ団体の参加は認めない。</p> <p>[2] 地域スポーツ団体等(クラブチーム)</p> <p>①～⑨の全ての条件を満たすこと</p>

① (公財) 日本中学校体育連盟からの発信『令和5年度からの全国中学校体育大会への地域スポーツ団体等の参加条件について「全国中学校体育大会開催基準 9引率監督 参加資格の特例」』に記載されている内容を網羅していること。

② JVA-MRS のチーム登録が完了していること。

③ 所在地が明確であること。

④ 募集要項やホームページ等で公募していること。

⑤ 年間を通じて、日常持続的(週単位)に練習している場所と所在地が一致していること。資格を有する者が指導に当たっていること。

※但し、～2025年令和7年3月31日までの期間は資格取得期間とする。

⑥ JSP0 公認の指導者成人の指導者が常時指導に当たっていること。

⑦ チームや団体として規約があること。

⑧ JVA-MRS の個人登録が完了していること。

⑨ 各種大会に大会役員として派遣できる指導者がいること。

[3] 地域スポーツ団体(クラブチーム)の大会参加にむけての中学校体育連盟登録について

① 登録…各自治体によって中学校体育連盟の登録窓口が異なるので確認のこと。

○各都道府県中学校体育連盟

または

○各都道府県中学校体連バレーボール専門部(地区によっては専門部ではなく競技部という名称)

② 認定方法…下記の2点を基本とし審査する。

○JVA-MRS でのチーム登録

○各都道府県からの様式による「登録申込書」の提出

③ 申込期間…各都道府県中学校体育連盟もしくは中学校体育連盟バレーボール専門部が設定した期間とする。

※更新期間は各都道府県の実情により異なり、毎年更新するので確認すること。

[4] 大会出場について

① 全ての選手・スタッフは、各都道府県大会予選より全国大会まで、一人同一のチームの登録とし、複数のチームから出場することはできない。

※これに違反した場合は、「当該選手・スタッフは次年度の大会参加は不可」・「本大会の結果を全て無効する」等の罰則が発生する。

② 各チームから大会に参加できるチームは1チームとする。

○○A・○○Bは認めない。

[5] 大会運営について

参加する地域スポーツ団体から、必ず大会の運営役員を選出すること。今後、各都道府県中学校体育連盟バレーボール専門部内での役職(総務・競技・審判・強化・普及委員会等)に地

	<p>域スポーツ団体の指導者にも就いていただき、専門部の運営をしていくことになる。</p> <p>[6] 選手の移籍について</p> <p>① 公立中学校については、転校により移籍とする。</p> <p>② 地域スポーツ団体については、各都道府県が設定した期間の登録申請後の移籍は認めない。但し、一家移転など、やむを得ない場合は、地域スポーツ団体については認定者の認定があればこの限りではない。</p> <p>[7] その他</p> <p>※ 都道府県バレーボール専門部ごとに、大会参加に関する細則を加えることができる。</p>
10 ソフトテニス	細則は設けない。
11 卓球	<p>1. 地域スポーツ団体などの参加規定</p> <p>(1) 地域スポーツ団体等の構成員は代表者、事務担当者、指導者、所属中学生とする。所属中学生以外は20歳以上の成人とする。</p> <p>(2) 大会への参加を希望する地域スポーツ団体等は都道府県中体連が定めた団体登録手続きを定められた期間内に行うこと。</p> <p>(3) 地域スポーツ団体等の指導者は、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者（卓球）を取得していること（令和6年度末までに取得し、資格取得者が必ず1名は在籍していること）</p> <p>(4) 大会への参加を希望する地域スポーツ団体等の構成員は日本卓球協会、各都道府県卓球連盟、各都道府県中体連の登録及び年会費の支払いを行うこと。</p> <p>(5) 指導者を除く地域スポーツ団体等の構成員は、他の地域スポーツ団体等に重複して登録できない。</p> <p>(6) 参加できる地域スポーツ団体等は学校部活動が地域移行されたスポーツクラブとする（令和5年度の措置）地域移行されたスポーツクラブかどうかの判断は都道府県中体連に任せる。</p> <p>2. ブロック大会、都道府県大会、地区予選会の参加申し込みの要件</p> <p>(1) 各都道府県体育連盟の判断に任せる。</p> <p>3. 全国中学校卓球大会参加申し込みの要件</p> <p>(1) 監督・指導者（コーチ）・選手（中学生）は当該地域スポーツ団体等の構成員とする。</p> <p>(2) 当該地域スポーツ団体等の構成員が全国大会に出場する際、重複して他の地域スポーツ団体等や中学校の監督・指導者（コーチ）・選手（中学生）になることはできない。</p>
12 バドミントン	<p>③ 日本中学校体育連盟バドミントン競技部『地域スポーツ団体等の参加規定』</p> <p>ア 参加を認める種目</p> <p>(ア) 男・女団体戦、男・女個人戦（シングルス・ダブルス）とする。</p> <p>(イ) シングルス・ダブルスを兼ねて出場することはできない。</p> <p>イ 地域スポーツ団体等の要件</p> <p>(ア) 地域スポーツ団体等の構成員は、代表者・事務担当者（日</p>

本バドミントン協会・都道府県協会登録の際の管理者)・指導者・所属中学生とする。所属中学生以外は、成人(20歳以上)とする。

(イ) 大会への参加を希望する地域スポーツ団体等は、都道府県中体連が定めた団体登録手続きを定められた期間内に行うこと。

(ウ) 諸事情により団体登録の取り消しや内容の変更が生じた場合は、速やかに都道府県中体連に届けを提出すること。

ウ 地域スポーツ団体等の構成員

(ア) 所属中学生

- 1) 当該年度の夏季全国大会出場につながる大会(地区大会、都道府県大会、ブロック大会等)に出場できるのは、一人1競技1回のみである。
- 2) 登録している地域スポーツ団体等から出場するか所属校から出場するかを選択する。
- 3) 所属校のある都道府県と異なる都道府県にある地域スポーツ団体等から出場することは可能である。
- 4) 夏季全国大会出場につながる最初の大会への出場後の移籍変更はできない。

(イ) 指導者を除く地域スポーツ団体等の構成員は、他の地域スポーツ団体等に重複して登録はできない。

- 1) 一大会(地区予選会と都道府県大会はそれぞれ一大会とする)において重複して他の地域スポーツ団体等や中学校の監督・マネージャー(生徒)・外部指導者(コーチ)、個人戦入場許可申請者(成人)として登録することはできない。
- 2) 指導者は複数の地域スポーツ団体等に登録が可能のため、一大会(地区予選会と都道府県大会はそれぞれ一大会とする)ごとに、登録済みの他の地域スポーツ団体等や学校の監督・外部指導者(コーチ)、個人戦入場許可申請者(成人)としての登録は可能である。

(ウ) 中学校の教職員が、地域スポーツ団体等の構成員(代表者・管理者・指導者)になることは可能である。

エ 協会登録について

(ア) 大会への参加を希望する地域スポーツ団体等の構成員は、日本バドミントン協会・都道府県協会会員登録及び年会費支払いを行うこと。

(イ) 協会登録の際の注意点

- 1) 「団体登録申請書」において、
 - ・代表者：協会登録の際に協会登録システム上の『代表者』として位置づける
 - ・事務担当者：協会登録の際に協会登録システム上の『管理者』として位置づける
- 2) 協会登録する際に、当該地域スポーツ団体等に登録できるのは中学生のみのため、当該地域スポーツ団体等の代表者・事務担当者は、重複して他の地域スポーツ団体等にお

	<p>いて代表者・事務担当者登録や中学生登録はできない。</p> <p>3) 指導者は、複数の地域スポーツ団体等において「団体登録申請書」上の登録をすることは可能である。</p> <p>オ 『指導資格を有する指導者』の資格要件について</p> <p>(ア) 地域スポーツ団体等の指導者は、日本バドミントン協会公認審判員資格(3級以上)を取得していること。(取得が困難な場合は、都道府県の審判講習会に参加すること)</p> <p>(イ) 令和7年度末までに日本スポーツ協会公認スポーツ指導者(バドミントン)資格所持者が最低1名は所属していること。(令和8年度からは、必ず資格所持者が最低1名は所属していること)</p> <p>カ ブロック大会・都道府県大会・地区予選会の参加申込の際の要件</p> <p>(ア) 各主催中学校体育連盟の判断に委ねる。</p> <p>キ 全国大会参加申込の際の要件</p> <p>(ア) 監督・マネージャー(生徒)・外部指導者(コーチ)、個人戦出場許可申請者(成人)は、当該地域スポーツ団体等の構成員(代表者・事務担当者・指導者・所属中学生)とする。</p> <p>(イ) 当該地域スポーツ団体等の構成員(代表者・事務担当者・指導者)が、全国大会に出場する際、重複して他の地域スポーツ団体等や中学校の監督・マネージャー(生徒)・外部指導者(コーチ)、個人戦出場許可申請者(成人)になることはできない</p>
13 ソフトボール	<p>都道府県大会のレベルからとする。中体連登録及び日本ソフトボール協会のチーム登録をしていること。</p> <p>1 全国大会の出場枠数・全国大会への出場に関しては、当面の間、従前の各ブロック出場枠内からの出場とする。今後、日本中体連の「全国大会のあり方の指針」や「参加動向」を踏まえながら検討する。</p> <p>2 地域スポーツ団体等の出場・地域スポーツ団体等の出場は、都道府県大会からの出場とする。ただし、各都道府県の実情に応じて、下部大会からの参加を検討することは差し支えない。</p> <p>・都道府県大会における、地域スポーツ団体等の出場枠数や出場チーム決定方法については、各都道府県の実態に応じて、各都道府県中体連ソフトボール専門委員会で協議し、各都道府県中体連専門委員長が決定する。</p> <p>3 地域スポーツ団体等の扱いについて</p> <p>・「学校部活動から移行した地域部活動」や「休日と平日の扱いが異なるチーム」等については、当面の間、その実施母体や活動状況を各都道府県中体連専門委員長が判断し、学校部活動として扱うこともできるものとする。その場合は、構成が中体連の学校部活動の合同規程を満たしており、学校の教員・部活動指導員等の指導の元での活動であることを条件とする。</p> <p>・今後、都道府県以下の各支部予選からの出場を認めるためにそ支部での年度頭書から1年以上の登録、活動実績があるものと</p>

	<p>する。</p> <p>4 チーム登録について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予選段階で敗退した選手が、別のチームに中途加入して再出場するのを防ぐため、個人名でのチーム登録を進める。 ・ 同一大会で複数のチームの監督・コーチ・引率者等を務めることはできない。 ・ 令和5年度は、経過措置としてブロック大会の出場チームの日ソ登録は必須とする。(以下、各支部予選までの登録については、各都道府県で要請していくものとする。) ・ 中体連としての、個人名登録についてのあり方についても検討する。
14 柔道	<p>1 公益財団法人日本中学校体育連盟（以下、中体連）が定めた「全国中学校体育大会開催基準 9引率監督 参加資格の特例」に記載されている通りの手続きを行い、遵守する。</p> <p>2 全国中学校柔道大会（以下、全中大会）や各ブロック及び各都道府県中学校体育連盟柔道 競技（専門）部（以下地区中体連）主催大会における地域スポーツ団体等の参加資格特例 条件を次の通りとする。</p> <p>(1) 公益財団法人全日本柔道連盟（以下、全柔連）が定めた令和4年度期間内において、各 都道府県柔道連盟（協会）を通して全柔連に加盟、登録を済ませている。加盟、登録上、届け出をしている所在地の都道府県で参加することができる。</p> <p>① チームとして「団体登録」を済ませている → 団体戦に出場可</p> <p>② 競技者として「競技者登録」を済ませている → 個人戦に出場可</p> <p>③ 同一年度中は、最初に参加した所属チームからの変更は認めない。</p> <p>※ 中学校部活動の場合、転校等による所属の変更について、一部、参加制限がある。</p> <p>(2) 大会の引率、監督、帯同コーチは、全中大会において全柔連公認指導者資格A指導員またはB指導員の資格を有していなければならない。地区中体連主催大会においてはC指導員以上の資格を有していなければならない。</p> <p>(3) 柔道修業期間を6カ月以上経過した中学生のみ、大会に参加することができる。</p> <p>3 大会の引率、監督権を有している地域</p> <p>スポーツ団体等の指導者は、大会参加にあたり、各 地区中体連が主催する説明会や研修会等に、必ず出席しなければならない。</p> <p>4 大会参加にあたり、上記参加資格特例条件に対して虚偽、違反、逸脱行為が発覚した場合は、同一年度の地域スポーツ団体等の大会参加資格を取り消し、チーム及び該当所属選手 とともに令和5年度内の参加を認めない。</p>
15 剣道	1 地域スポーツ団体等の参加について以下の細則を設ける。

	<p>(1) (公財) 日本中学校体育連盟「参加資格の特例」を遵守していること。</p> <p>(2) 都道府県中体連に登録し、参加を認められていること。</p> <p>① 団体戦については、地域移行モデル地区や、自治体主導で地域移行を進めるために発足した地域移行スポーツ団体、地域移行の受け皿となっているスポーツ団体等とする。</p> <p>② 個人戦については、所属するスポーツ団体からの参加とする。</p> <p>③ 参加の許可については、都道府県中体連及び都道府県中体連剣道専門部が確認(団体戦については、自治体、教育委員会等から地域移行と認定された団体であること)を行い判断する。</p> <p>(3) 所属する地域スポーツ団体等が登録する所在地の地区中体連の予選会から参加する。</p> <p>(4) 監督は、地域スポーツ団体等の指導者とする。</p> <p>(5) 年度当初に所属中学校もしくは地域スポーツ団体等のどちらから参加するかを申告する。期間は1年とし、毎年更新する。年度途中で変更することは認めない。</p> <p>(6) 3年間同一団体から出場することが望ましい。</p> <p>(7) 団体戦・個人戦ともに同一団体からの出場とする。(例えば、団体戦は学校から、個人戦は地域スポーツ団体等からという参加は認めない。)</p> <p>(8) 団体戦・個人戦ともに1人1回のみでの参加とする。</p> <p>(9) 地域スポーツ団体等からの出場は、団体戦については1団体1チームのみとし、同一団体から複数チームの参加はできない。個人戦の1団体の出場枠は各大会の規定による。</p> <p>2 その他</p> <p>(1) 上記細則は、令和5年度の規程とし、以降修正を加えることができる。</p>
16 相撲	<p>1 【参加条件】</p> <p>地域スポーツ団体等からの参加について以下の条件の下地域スポーツ団体等からの参加を認める。</p> <p>① 地域スポーツ団体等においては日本中体連発出の「全国中学校体育大会への地域スポーツ団体等の参加資格の特例(改定案)」【令4日中体初第309号 令和4年11月14日】を厳守する</p> <p>② 参加資格特例◎(2)①オ【当該協議を管轄する中央競技団体もしくは都道府県競技団体に登録されていること。かつ同じ内容で都道府県中学校体育連盟に登録していること(登録費については、都道府県中体連の方針による)】を厳守する。</p> <p>③ 地域スポーツ団体等から出場する場合は地域スポーツ団体等が設置されている都道府県からの参加とする。(できない場合は学校からの参加となる 【注意事項※1・※2参照】)</p> <p>④ 地域スポーツ団体等から団体に出場した場合は個人も地域スポーツ団体等の地区(都道府県)から参加とする。(逆も同様)</p>

	<p>⑤ 地域スポーツ団体等からの参加については引率及び監督を以下のようにする。</p> <p>(1) 地域スポーツ団体等から参加する場合は地域スポーツ団体等の責任者の印をもって学校長の公印に替える。</p> <p>(2) 監督は地域スポーツ団体等の責任者が命じた指導者として責任者の押印をする。</p> <p>(3) 引率の際は指導者(監督)、保護者が責任をもって引率をする。</p> <p>⑥ 運営側は中学校部活動からのエントリーか地域スポーツ団体等からのエントリーか、移籍や二重登録の有無を確認し不正があれば再提出を求める。</p> <p>2【注意事項】</p> <p>※1 在籍する中学校のある都道府県内でしか大会出場を認めていない都道府県中体連等の規則がある場合には地域スポーツ団体等からであっても他県の大会に出場できない。</p> <p>※2 他県の地域スポーツ団体等に通っている場合で、在籍する中学校のある都道府県中体連が他県の大会への出場を認めている場合や、受け入れる都道府県中体連が他県からの参加を認めている場合は、地域スポーツ団体等から他県の予選に出場できる(団体・個人とも)。ただし、地域スポーツ団体等のチームでA県から出場し、個人で地元B県から出場することはできない。私立中学校からのエントリーと同様に扱う。また逆もできない。また、地域スポーツ団体等から出場する場合、地域スポーツ団体等からも中体連登録と相撲連盟登録を行う。</p> <p>※3 ※2の通り、他県の地域スポーツ団体等から他県の大会に出場できる場合、</p> <p>(ア) 所属する地域スポーツ団体等がその県の中体連にクラブの登録を行っていること。</p> <p>【参加条件②】</p> <p>(イ) 地域スポーツ団体等から出場する選手を明確にしておくこと。(以下※5に補足)(ア)(イ)をもって、他県の選手も含め中体連登録が済んでいるとみなす。</p> <p>※4 地域スポーツ団体等から出場する場合は(公財)日本相撲連盟に会員登録をし、エントリーの際に登録番号と在籍校名を記入する。</p> <p>※5 地域スポーツ団体等からエントリーの場合も所属学校名は併記する。</p>
17 スキー	細則は設けない。
18 スケート	細則は設けない。
19 アイスホッケー	<p>1 全国中学校大会に参加する地域スポーツ団体等は、(公財)日本アイスホッケー連盟に登録しているチームとする。</p> <p>2 全国中学校大会に参加する地域スポーツ団体等は、(公財)日本アイスホッケー連盟に登録しているチーム所在地の都道府県中</p>

	<p>体連へ登録もしくは参加申請し、認定を受けるものとする。</p> <p>4 全国中学校大会に参加する地域スポーツ団体等の監督および引率責任者は、指導者資格を有する者とする。</p> <p>5 地域スポーツ団体等に所属し全国中学校大会に参加する者は、その年度の〇月〇日までに、当該の地域スポーツ団体等に所属する選手として、(公財)日本アイスホッケー連盟に登録をする。期日を過ぎて登録をした者の参加は認めない。</p> <p>6 全国中学校大会に参加する地域スポーツ団体等は、各都道府県1チームまでとする。</p> <p>7 全国中学校大会に参加する地域スポーツ団体等は、(公財)日本中体連アイスホッケー競技部および大会実行委員会の意向を尊重し、その指示に従うものとする。</p> <p>※1 この細則は、令和5年4月1日より適用する。</p> <p>※2 この細則は、「全国中学校体育大会開催基準」の変更に伴い、加筆修正できる。</p> <p>※3 この細則は、アイスホッケー競技部で、今後も検討を続けていく。</p>
--	--

令4日中体発第432号

令和5年1月17日

都道府県中学校体育連盟会長様



(公財) 日本中学校体育連盟

会長 平井 邦明

(公印省略)

令和5年度全国中学校体育大会における地域スポーツ団体等 (地域クラブ活動)の参加資格の特例の内容変更について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素より本連盟の事業に対し、ご協力、ご支援をいただき感謝申し上げます。

さて、令和4年12月27日にスポーツ庁・文化庁より「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が発出されました。日本中学校体育連盟では「地域スポーツ団体等」という名称を使用しておりましたが、今後は「地域クラブ活動」に変更することにいたします。また、ガイドラインの発出に伴い、参加資格の特例について下記のとおり記載内容を修正いたしましたのでお知らせいたします。

記

「全国中学校体育大会開催基準 9引率監督 参加資格の特例」に下記を追加し、参加資格とする。

◎地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）に所属する中学生

- (1) 地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）に所属し、都道府県中学校体育連盟またはブロック中学校体育連盟の予選会に参加を認められた生徒であること。
- (2) 全国中学校体育大会に参加を希望する地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）は以下の条件を具備すること。
 - ① 全国中学校体育大会の参加を認める条件
 - ア (公財)日本中学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
 - イ 生徒の年令及び修業年限が我が国の中学校と一致している（中学校に在籍している生徒であること）。
 - ウ 地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）にあつては、日常継続的に代表者もしくは指導資格を有する指導者の指導のもとに、適切に行われていること。
 - エ 『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』（令和4年12月27日スポーツ庁・文化庁発出）の「Ⅱ 新たな地域クラブ活動」を遵守していること。
 - オ 当該競技を管轄する中央競技団体もしくは都道府県競技団体に登録されていること。かつ同じ内容で都道府県中学校体育連盟に登録していること（登録費については、都道府県中学校体育連盟の方針による）。
 - カ 都道府県における予選会となる全ての大会において、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。

キ 地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）で全国中学校体育大会につながる大会に参加する場合、在籍中学校での大会参加は認めない。その逆も同様である。

② 全国中学校体育大会に参加した場合に守るべき条件

ア 全国中学校体育大会開催基準を守り、出場する競技種目の大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。

イ 全国中学校体育大会参加に際して、地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）においては、責任ある代表者・指導者が生徒を引率すること（引率細則は適用する）。また、万一の事故発生に備え、傷害保険等に参加するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。

ウ 全国中学校体育大会開催に要する経費については、必要に応じて、応分の負担をすること。

エ 団体競技における地域スポーツ団体名（地域クラブ活動）での出場は1チームのみとする（複数のチームの参加はできない）。

③ 参加を認めない場合

ア 全国中学校体育大会参加申込に際して、参加条件に虚偽の内容が判明した場合は参加を認めない。

※1 この特例は、令和5年4月1日より適用する。

※2 この特例は、競技部ごとに大会参加に関する細則を加えることができる。

※3 この特例は、今後も検討を続けていく。

※4 （2）オ 改定（令和4年10月25日理事会決定）

※5 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインの発出により（1）②エ修正。